

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 6 号 中 「第21条第 2 項第 1 号」を「第22条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。